

大阪市監査委員	貴 納 順 二
同	松 井 淑 子
同	田 辺 信 広
同	杉 田 忠 弘

住民監査請求について（通知）

令和元年 6 月 14 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第 4 項の規定により次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

なお、内容については請求書等記載の内容を原則として原文のまま記載し、事実証明書の内容は省略した。

- (1) 大阪市の認可保育園が保育給付費を不当に受け取っている。
(管理者設置加算など)
- (2) 子どもに使われる給付費が子どものために使われていない。
また、この事実を知りつつ子ども青少年局は何もしない。
- (3) 大阪市認可保育園の質が落ちる。
- (4) 保育に関係のない支出の返還。

2 補正内容

職員措置請求書の内容について、一部に補正が必要な箇所が認められたことから、補正を求めたところ、請求人から令和元年6月24日に補正書が提出された。

- ・「A」 駐車場使用契約書（計3枚）

Bの法人契約ではなく、個人契約（代表宅）のものを保育給付費を各認可保育園から事務所経費として、水増しして吸い上げている。

契約書には、H29年6月より¥20000と記載、車種も変更あり。

※代表の携帯電話も家族で契約されてるようで、同様に事務費経費として計上されているが、代表以外の家族携帯は保育園業務と無関係のため、事務所経費とならないはずである。ただ、理由証明書がないため、監査請求できない。また、架空の出張旅費が計上されている。これもまた、理由証明書がないため、監査請求ができない。

- ・「C保育園」管理者設置加算を不当に受け取ってる。

（管理者等が検食を行う。参考：検食簿・管理者設置加算用の誓約書）

認可保育園の管理者は専任であり、園に常駐するのが加算を受け取る条件であり、そのため誓約書まで大阪市に提出しているにも関わらず、法人の業務等に従事し、園に常駐していない。

- ・「D保育園」管理者設置加算を不当に受け取ってる。

（管理者等が検食を行う。参考：検食簿）

以下、同上。

- ・「E保育園」管理者設置加算を不当に受け取ってる。

（Bの事務所に従事している）

以下、同上。また、雇用契約書に勤務地がE保育園と記載されてるにも関わらず、管理者の自宅（F区：定期月¥6480）からB（G区）の交通費（定期）が支給されている。なお、「E保育園」は最寄駅はH（定期月¥5180）であり、交通費の支給金額が合わない。

Bの事務員の出勤簿の上司印が「E保育園」の管理者印となっている。産休・育休により管理者が一時変更されたが、書類不備のため管理者変更となっていない。栄養管理加算も以前は栄養士不在なのに受け取っていた。これも、理由証明書がないため、監査請求できない。

- ・子ども青少年局・指導監査前の昨年11月（監査今年2月）と指導監査後の今年3月

に指導監査グループの職員（松井氏、中野氏、深見氏）に指導及び監査の強化を要請したが、取り合ってもらえなかった。

- ・上記3園の管理者設置加算で月120万弱受け取ってるものは、本来条件を満たす者がいて、もらえる加算を法人経営のために大阪市の公的資金が他に流出している。よって、財務会計上の行為等の違法不当を指すものとなる。

3 請求の受理

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

本件請求において、請求人は、次の3点からBが保育給付費を不当に受け取り、子どもに使われるべき給付費が子どものために使われていないが、こども青少年局が調査等を行わないことが違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実にあたることとしてなされたものであると解される。

- (1) Bの本社経費として駐車場代が計上されているが、当該駐車場の契約者が法人契約ではなく、個人契約（代表宅）のものであるにもかかわらず、保育給付費を財源とするBの本社経費から支出されている。
- (2) 保育園の管理者は専任であり、園に常駐するのが加算の条件であるにもかかわらず、C及びD保育園の管理者は、法人の業務等に従事し、園に常駐しておらず、管理者設置加算を不当に受け取っている。
- (3) E保育園の管理者は、雇用契約書に勤務地がE保育園とされているにもかかわらず、自宅からBまでの交通費が支給されており、Bの事務員の出勤簿の上司印としてE保育園の管理者の印が押印されている。保育園の管理者は専任であり、園に常駐するのが加算の条件であるにもかかわらず、E保育園の管理者は、法人の業務等に従事し、園に常駐しておらず、管理者設置加算を不当に受け取っている。

(1) について請求人は、当該駐車場の契約者が法人契約ではなく、個人契約（代表宅）のものであるにもかかわらず保育給付費を財源とするBの本社経費から支出されていることが違法不当であると主張していると解されるが、個人契約である駐車場代の支出を違法とする具体的な違法不当事由が主張されておらず、また、違法性を証する書面の提出もない。

(2)については、C及びD保育園の管理者が法人の業務等に従事し、また、検食簿の検食者欄に管理者の名前が記載されていない日があることから園に常駐しておらず、管理者設置加算を不当に受け取っていると主張していると解される。しかしながら、請求人が事実証明書として添付している「地域型保育事業所開設・運営の手引き」に「検食については、(中略)施設長等が(中略)実施し、検食簿に記録を行うこと。」とされているように、検食は管理者以外の者も実施できるとされていることから、請求人が主張するように、検食簿の検食者欄に管理者の名前が記載されていない日があることをもって、管理者が常駐していないということはできず、また、C及びD保育園の管理者が法人の業務等に従事していることを証する事実証明書の提出もされていない。

(3)については、請求人は事実証明書として、E保育園に係る平成30年12月から平成31年3月まで及び令和元年5月分の保育給付費の金額が記載された精算書を添付し、これらが違法不当であると主張していると解されるが、事実証明書(勤務表)では、平成30年8月及び12月、平成31年1月にE保育園の管理者IがB(本社)に勤務していることがうかがわれるのみである。よって、平成30年12月及び平成31年1月については、保育給付費の支出を証する精算書とIがB本社に勤務していることがうかがわれる本社の勤務表が提出されているが、これらを除く月に係る管理者設置加算は、それが違法不当であることを証するものが提出されているとはいえない。

さらに、監査委員による補正依頼や請求人陳述においても具体的な理由による主張や新たな証拠の提出はされなかった。

以上より、請求人は違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張しているとはいえないし、これらを証する書面を添えて請求をしているともいえないから、当該行為等について、具体的な理由により法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示したものとはいえない。

よって、本件請求のうち(1)及び(2)について、また、(3)の平成30年12月分及び平成31年1月分を除くものに係る管理者設置加算に係る部分については、法第242条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。

一方で、E保育園の平成30年12月分及び平成31年1月分の管理者設置加算に係る主張については、法第242条の要件を満たしているものと認め、受理することとした。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

平成30年12月分及び平成31年1月分としてBに支出した保育給付費のうち、E保育園に係る管理者設置加算（1,031,200円）について、本市職員に違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実があるかどうかを対象とする。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、令和元年7月10日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から新たな証拠は提出されなかった。

請求人からの請求書の要旨を補足する陳述の内容は、次のとおりである。

- ・補足として加えさせていただくのは、企業主導型の助成金を貰っている事実がある。認可園にまだ入れない子供さんのいるお母さんを雇って、従業員枠として助成金をもらっている。保育園にそれぞれ定員枠があるが、定員に満たないにもかかわらず、保育士が雇えない、従業員が不足しているからといって受け入れを拒否している。これは、こちらの都合であるのに、保育を必要としている方にとって失礼にあたると思う。自分も子供を認可園の保育所に預けており、他でもこのようなことが行われているのか、とってしまう。他の保育園ではこのようなことがないのではと思い、今回住民監査請求したところである。

なお、陳述時の質疑応答において、請求人からの主張について次のようなことを確認した。

- ・請求内容の主旨は、常時、管理者は園にいないといけませんが、本社に行ったり別のところに行ったりしているので管理者設置加算の要件を満たしていない、ということである。

3 監査対象所属の陳述（8頁に詳述）

こども青少年局を監査対象所属とし、令和元年7月10日にこども青少年局長ほか関係職員より陳述を聴取した。

4 監査対象所属に対する調査（12頁に詳述）

令和元年7月11日、同年同月19日、同年同月24日及び同年同月30日に、行政委員会事務局職員がこども青少年局に赴くなどして、関係書類の調査及びこども青少年局職員から聴き取りを行った。

5 関係人調査（15頁に詳述）

令和元年7月16日に、B本社において行政委員会事務局職員が、関係人調査としてBの代表者等から聴き取り等の調査や関係書類の調査を行った。

第3 監査の結果

1 本件請求に係る事実関係

(1) 保育給付費

平成27年度施行の子ども・子育て支援新制度においては、利用定員6人以上19人以下の小規模保育なども市町村による認可事業（地域型保育事業）として児童福祉法（昭和22年法律第164号）に位置付けたうえで、地域型保育給付の対象とされ、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとされた。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による地域型保育給付は、保護者に対する個人給付を基礎とし、個人への給付が確実に教育・保育に要する費用にあてられるように、地域型保育事業所の運営者が市町村から法定代理受領する仕組みとされている。

これは、保護者が負担可能な範囲内でその子どもが質の確保された保育を受けることができるように、地域型保育事業所での保育の対価（公定価格）の一部について、市町村が保護者に給付を行うものであり、本来的には、地域型保育給付は保護者に支払われ、保護者がこの給付をもとに地域型保育事業所の運営者に保育の対価（公定価格）を支払うものであるが、この給付が保育の対価の支払に確実に充てられるように、地域型保育事業所の運営者が市町村から法定代理受領する仕組みとされたものである。

$$\text{保育給付費} = \text{公定価格} - \text{利用者負担額}$$

なお、公定価格とは、事業所の所在する地域等を勘案して算定される地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額である。

(2) 管理者設置加算

ア 加算要件

内閣府、文部科学省及び厚生労働省からの通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」には、公定価格の具体的

な算定方法等が示されており、管理者設置加算についても記載されている。

管理者設置加算の加算要件は以下のとおりとされている。

管理者設置加算

(1) 加算の要件

管理者を配置する事業所に加算する。なお、管理者を配置しているか否かの認定は、おおむね次の基準によること。

(ア) その管理者が児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出がある場合に限る。

(イ) したがって事業所において、2以上の事業所若しくは他の事業と兼務し、管理者として職務を行っていない者は欠員とみなして加算は適用しないこと。

イ 管理者設置加算の適用申請

Bは、平成28年12月1日にIがE保育園の管理者へ就任することに伴い管理者設置加算の適用を申請するため、本市に対して、平成28年11月25日付けで「管理者設置加算の申請について」及びその添付書類を提出した。

また、当該申請書には、園の管理者として専任であるか兼任であるかを記載する欄があり、Iについては、専任である旨の記載がされている。なお、こども青少年局によれば、専任とは、「他の事業所もしくは他の事業と兼務しない」ということである一方、管理者という業務だけを担当し、他の業務を行っていないことの意味であり、兼任は、管理者の業務のほか法人理事等他の業務も担当しているという意味であるとのことである。

これに対して本市は、平成28年12月1日を適用年月日として、IがE保育園の管理者となり管理者設置がなされたとして、管理者設置加算を決定した旨を平成29年2月27日付けでBに通知した。

ウ 管理者設置加算の支出

各事業所から毎月提出される月次利用報告書において本市は、毎月の保育従事者配置数や管理者の専任・非専任の記載欄を確認し、管理者設置加算の支出の可否を決定している。

本市は、平成30年12月分及び平成31年1月分のE保育園に係る管理者設置加算として、それぞれ515,600円、合計1,031,200円を平成31年1月15日にBに対して支払っている。

2 監査対象所属の陳述等

- ・はじめに管理者設置加算について、その概要並びに支給事務手続きをご説明し、本件住民監査請求について当該事業所の経緯や実地調査において一部確認した内容も踏まえ、現時点での当局の見解をご説明する。
- ・管理者設置加算について、平成 28 年 8 月 23 日付けの内閣府・文部科学省・厚生労働省通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」によると、管理者を配置する事業所に加算し、その管理者は児童福祉事業等に 2 年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出がある場合に限るとされ、事業所において、2 以上の事業所若しくは他の事業と兼務し、管理者として職務を行っていない者は欠員とみなして加算は適用しないこととされている。
- ・次に、当該加算を適用する場合の手続きであるが、事業者が管理者を設置若しくは変更する場合は、「管理者設置加算の申請について」に添付書類を付して本市に提出することが必要である。本市は、提出された申請書及び添付書類において、認定要件である児童福祉事業等に 2 年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるかを履歴書と勤務証明書で確認し、常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従しているかを申請書の専任兼任別欄が専任であるかで確認し、給付費からの給与支出があるかを申請書の給与月額で確認している。
この 3 つの要件についてすべて満たしていることを確認し、その結果について決裁を経たうえで事業者には通知している。
ただし、管理者に変更がない場合は毎年度、申請書を提出する必要がない運用としており、管理者に変更があった場合でも、申請書が提出されなければ、それを把握することはできない。
- ・なお、平成 30 年度より加算要件を満たしているかを事業者を確認してもらうため、管理者に変更がない場合でも、「管理者設置加算適用要件確認書」の提出を事業者にも求めている。当該事業所についても、平成 30 年 6 月 20 日付けで平成 30 年度分の確認書が提出されている。
- ・また、請求人から行政委員会事務局に対して誓約書が提出されているが、この誓約書は管理者が職務を兼務する場合、例えば、勤務時間外に法人役員業務を行っている場合に、勤務時間中は他の業務を行わないこと、管理者の給与は当該事業所の給付費から支給すること、違反した場合返還することを誓約してもらうものである。
E 保育園については、申請書で「専任」と記載されていることから、誓約書の提出

は必要なく、本市の供覧文書にも保存されていない。

- ・さらに、毎月の保育従事者配置数や管理者の専任・非専任について、事業所より月次利用報告書を提出してもらい、保育従事者数が職員配置基準を満たしているかを確認したうえで、管理者が保育に入っていないかを確認し、適用の可否を判断している。
- ・次に、E保育園の管理者の変遷について、当該事業所は、平成27年4月1日に本市より認可をされ、その際の管理者はJ氏であった。その後、平成28年11月25日に申請書が当該事業所の設置者Bより提出され、I氏が管理者設置加算上の管理者として平成28年12月1日より決定され、現在に至っている。
- ・続いて、E保育園の管理者設置加算の適用年月については、平成28年12月から平成29年8月まで及び平成30年4月以降について管理者設置加算を適用し、平成28年度は1,934,400円、平成29年度は2,330,360円、平成30年度は6,195,140円を給付している。
- ・次に、C保育園の管理者の変遷について、当該事業所は平成27年4月1日に本市より認可をされ、その際の管理者はK氏であった。その後、平成27年9月1日にL氏、平成28年4月1日にM氏、平成30年9月1日にN氏が管理者設置加算上の管理者と決定され、現在に至っている。なお、平成30年9月1日に「平成30年度管理者設置加算適用要件確認書」も提出されている。
- ・続いて、C保育園の管理者設置加算の適用年月については、平成29年4月を除く平成27年9月から平成29年9月まで及び平成30年9月以降について管理者設置加算を適用し、平成27年度は3,160,320円、平成28年度は、5,335,400円、平成29年度は、2,434,740円、平成30年度は、3,295,790円を給付している。
- ・次に、D保育園の管理者の変遷について、当該事業所は、平成29年10月1日に本市より認可され、その際の管理者はM氏であった。管理者設置加算上は、平成30年11月1日に申請書が提出され、M氏が管理者設置加算上の管理者として平成30年11月1日より決定され、現在に至っている。なお、平成30年11月1日に「平成30年度管理者設置加算適用要件確認書」も提出されている。
- ・続いて、D保育園の管理者設置加算の適用年月については、平成30年11月以降当該事業所の管理者設置加算を適用し、平成30年度は、1,908,220円を給付している。
- ・次に、小規模保育事業所における給食提供前の検食については、平成26年10月30日付けのこども青少年局からの通知「家庭的保育事業所及び小規模保育事業所の認可における自園調理実施に対する留意点」において、「衛生管理について」の項目で、「検食については、手作りおやつも含めて、施設長等が必ず児童の喫食前に実

施し、検食簿に記録を行うこと」と示している。

ここで検食を行う者は施設長に限定しておらず、施設長に代わる保育士等が行っても問題はないが、平成 20 年 3 月 7 日付けの厚生労働省通知「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」の中で、「検食を食事提供前に行い、異味、異臭その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講ずること」となっていることから、管理者でないとしても、判断のできる立場の者が検食をすることが望ましいと助言しているが、管理者でなければならないとはしていない。よって、管理者が検食を行わなかったとしても、管理者設置加算の要件から外れることにはなっていない。

- ・次に栄養管理加算については、平成 28 年 8 月 23 日付けの内閣府・文部科学省・厚生労働省通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」によると、「食事の提供にあたり、栄養士を活用して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける事業所に加算する」とされ、栄養士の活用にあたっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用する場合も対象となる」とされている。従って、栄養士が、事業所に常駐していることが適用要件ではなく、例えば本社にいる栄養士を活用して各事業所に継続的に指導を行っていたとしても適用要件は満たしていることとなる。

平成 30 年度の E 保育園の場合、栄養士の資格をもった方の雇用契約書と栄養士免許証の提出や取組内容等の記載があり、適用要件を満たしていたので、平成 30 年度の栄養管理加算を適用している。

- ・以上の状況を受けて、本件住民監査請求の管理者設置加算部分について事業所管理局のこども青少年局としての見解を説明させていただく。

当局としては、平成 28 年 11 月 25 日事業所の設置者である B から提出された、E 保育園に関する「管理者設置加算の申請について」及びその添付書類を適正に審査して加算適用を決定し、毎月の月次利用報告書で管理者が保育に従事していないかを確認し、加算適用の可否を適正に決定していると認識している。

また、管理者が検食を行っていないことが直ちに管理者設置加算の要件を満たしていないということにもなっていない。

さらに、栄養管理加算についても、平成 30 年度の栄養管理加算申請において適正に審査して加算決定している。

なお、請求人が主張するように、E 保育園の管理者が本社勤務で、法人の業務等に従事しているならば、保育園に専任で従事していないこととなるため、管理者設置

加算の要件を満たさず、当該管理者設置加算を不正に受給していることとなるので、その事実確認のため、令和元年7月5日にB本社において、関係書類の閲覧及び法人職員へのヒアリングを実施し、事実確認を行った。

その結果、管理者設置加算の専従要件に照らし、出勤簿、シフト表、雇用契約書、時間外勤務命令簿、休暇届等書類との矛盾はなく、本社の出勤簿や勤務表には、3事業所の管理者の氏名はなかった。

- ・また、当該3事業所の管理者にヒアリングを実施したところ、週に3、4日程度、児童の午睡中など事業所が落ち着いている時間帯に本社に行き、各事業所の必要書類作成や業務報告等、各事業所の運営管理業務を行っているとのことであった。

現時点では、管理者設置加算の支給要件を満たしていないという事実は確認できなかったが、引き続き調査をすすめてまいりたいと考えている。

調査の結果、請求人が主張する事実が確認できた場合は、支給要件を満たしていない期間及び金額を速やかに確定させ、返還請求を行ってまいりたいと考えている。

- ・次に請求人が、保育給付費を各認可保育事業所から事務所経費として、水増しして吸い上げ、保育事業所業務と関係のない携帯代や駐車場代に使用されていると申し出られている件についてであるが、保育給付費は保育の提供体制の確保のために必要な経費が支出されていることを前提として、私立保育所に係る委託費については、市町村からの委託に基づき、施設において保育を提供することに要する費用として支払われる性格であることに鑑み、用途制限が設けられている。

一方、Bが運営しているような地域型保育事業所への給付については、子ども・子育て支援法の規定により保護者に対する個人給付を基礎とし、個人への給付が教育・保育に要する費用に確実にあてられるようにするため、地域型保育事業所の運営者が市町村から法定代理受領する仕組みとされている。

地域型保育事業所の運営者が代理受領する地域型保育給付の性質は、利用者への質が確保された保育サービスの提供の対価として保護者から支払われる役務契約上の報酬にほかならないため、内閣府が提示する子ども・子育て支援新制度に関する自治体向けFAQにおいて、地域型保育給付に用途制限はないものとされている。

- ・以上のことから、保育の質が確保されていることが前提であるが、用途制限のない地域型保育給付費を本市が適正に支払った後、法人内において、例えば法人運営に必要な駐車場代等を支出されたとしても、その点について指導権限は本市にないと認識している。
- ・なお、平成30年11月14日にBの法人事務所で勤務していると名乗る方が来庁され、Bが運営する保育事業所において、各園の通帳から法人の通帳へ資金移動し、

携帯電話などの通信費、飲食、鹿児島への旅費、車両購入やガソリン代、駐車場代などの車両維持費等の保育以外の費用に使用されているとの情報提供を受けた。

その際には、給付費を法人本部の運営経費等に使用することは可能であるが、情報提供いただいた内容に留意し、平成30年度の施設監査を行う旨の説明を行った。

- ・その内容を受け、平成31年2月19日にD保育園、C保育園、同月21日にE保育園において利用者支援や会計等運営状況に係る施設監査を行ったところ、保育内容等に問題はなく、文書による是正又は改善について報告を求める事項はなかった。
- ・その後、平成31年3月5日に再度、その方が来庁され、監査は施設のみで法人の調査はできないのか、保育の運営に必要な資金が代表家族3人の私的行為という目的外に使用されている点について指導できないのかと、再度訴えられた。

その際には、給付費は保育に使用することは当然であるが、給付費の一部を法人本部の運営経費として使用することは可能であり、法人本部運営経費の詳細については本市が株式会社の所轄庁でないため調査することが難しいが、今後も留意して監査を行っていくこと、法人の資金を法人代表が私的に使用しているのであれば、法人内の横領という捉え方もできるのではないか、という説明を行ったところである。なお、両日とも、来庁者より管理者設置加算についての情報提供がなかったため、その時点では支給要件を満たしていないと疑う事象は知りえず、管理者設置加算についての調査は行っていなかったところである。

3 監査対象所属に対する調査

令和元年7月11日、同年同月19日、同年同月24日及び同年同月30日に行政委員会事務局職員が、こども青少年局に確認した内容及びこども青少年局から説明を受けた内容の要旨は、次のとおりである。

(1) 管理者設置加算の要件の考え方

内閣府等からの通知に管理者設置加算の要件として、「常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し」とあるのは、当該保育園の運営管理の業務を行っているのであれば、場所は問わないというのが国の見解とのことである。よって、Bの本社でE保育園の運営管理の業務を行うことは認められているとのことである。

なお、例えば、本社で当該保育園の運営管理の業務を行う頻度や時間数がどの程度であれば認められるかについては、内閣府等の規定等で明文化されたものはないとのことである。

また、E保育園の管理者Iが、本社職員の「上司」欄や他園の職員の時間外勤務命令簿の「総務」欄に押印していること及びIがBの代表者の相談相手として本社業務を手伝っていたことなどが、管理者設置加算の要件に抵触するのかどうかについては、現時点では内閣府の見解の確認ができていないため判断できないとのことであった。

なお、こども青少年局からは、その後、内閣府からの見解が確認できたとして、令和元年7月30日にその内容について行政委員会事務局あてに報告がなされた。内閣府の見解については、次のとおりであった。

- ・「『常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従』という要件は、運営管理業務を行っているならば、その業務を行っている場所は問わないと考える。」という本市の考え方に対して、内閣府は、「お見込みのとおり。運営管理業務を行うことについて、事業所と本社の距離、頻度、本社にいる時間で一定の線引きをしているわけではない。」との回答であった。
- ・「本社業務を行っているならば、その量や頻度等を問わず、管理者設置加算の適用はできないと考える。」という本市の考え方に対して、内閣府は、「お見込みのとおり。本社業務を少しでも行っているならば、専従要件を満たしていないといわざるをえない。ただし、勤務時間内は事業所の運営管理業務に専従し、勤務時間外に本社業務を行っている場合は、専従要件を満たしていることを妨げているわけではない。」との回答であった。
- ・「管理者が本社の役職と兼務し、役職手当が支給されている場合においても、本社業務を行っているか否か等実態に基づいて判断すべきであると考えられる。」との本市の考え方に対して、内閣府は、「お見込みのとおり。本社の役職手当が支給されているか否かで専従要件を判断するものではない。」との回答であった。
- ・E保育園の管理者Iの業務実態について、「勤務時間中、休暇等届や出勤簿について、係長欄や総務欄に押印していること、主に保育事業所の運営管理業務及び法人本部の事務（給与計算、勤怠管理、経理など）を行っており、本社業務を行っているといえることから、管理者設置加算適用は不可である。」という本市の考え方に対して、内閣府は、「お見込みのとおり。ただし、例えば管理者が集まって合議で何かを決めたり、資料作成したりすることは専従要件を満たすことを妨げるものではない。」との回答であった。

さらに、平成30年度からこども青少年局は、地域型保育事業所に対して「管理者設置加算適用要件確認書」（以下「確認書」という。）及び「誓約書」の提出を依頼している。確認書は、管理者設置加算の適用を受けるすべての地域型保育事業所にお

いて提出が必要としているが、誓約書は、管理者が職務を兼務している場合に提出が必要としている。当該誓約書には、管理者が「常時、実際に当該事業所の運営管理の業務に専従し、管理者として勤務している時間中は他の業務（法人役員の業務、他の事業所・他の事業の業務等）を行いません。」とあり、また、これに違反していることが判明した場合は、「管理者設置加算適用分については全額返金いたします。」とされている。

なお、E保育園の管理者Iは、専任であったため誓約書は本市に提出されていないとのことである。

(2) 本件請求提出後にこども青少年局が確認した事項

本件請求提出後、こども青少年局は、令和元年7月5日にBの代表者及びC、D及びE保育園の管理者に対しての聞き取り及び書類の確認を行っている。出勤簿、シフト表、雇用契約書、時間外勤務命令簿、休暇届等の書類を確認したが、これらに矛盾はなく、また、本社の出勤簿や勤務表にはC、D及びE保育園の管理者の氏名はなかったことを確認している。こども青少年局がBの代表者に確認したところ、本社の勤務表は平成31年度から作成しているものであり、それ以前のものはないとのことである。

また、こども青少年局がBの代表者及びC、D及びE保育園の管理者に確認したところ、Iは、週に3、4日程度、保育に支障がない範囲で本社に行き、E保育園の書類作成や業務報告等、E保育園の運営管理業務等を行っているとのことである。

こども青少年局は、当該園の運営管理の業務を本社で行っていることは認められることから、このことをもって現時点においては管理者設置加算の支給要件を満たしていないという事実は確認できないが、頻度の問題はあるので引き続き調査を行うとのことであった。

さらに、こども青少年局は、Bの代表者に対してE保育園の管理者について確認し、平成28年12月1日以降、管理者はIであるとの認識であることを確認している。

加えて、こども青少年局は、令和元年7月18日にBの代表者や本社事務職員、C、D及びE保育園の管理者と各保育園の保育士に対して聞き取りなどの実地調査を行っており、同年同月24日に同調査の報告書が行政委員会事務局あて提出された。当該報告書によれば、E保育園の管理者IがB本社に行く頻度・時間については以下のとおりであるとの証言を得ているとのことである。

証言者	E 保育園			本社	
	I	保育士（園長）	保育士（主任）	事務員 1	事務員 2
頻度	週に 3 ～ 4 日	月半分以下	月半分以下	月の半分くらい	産休後（平成 30 年 4 月）は、毎日
時間	数時間程度	散歩に出かけた後の 10 時台に園を出て、午睡後の 15 時台までに園に戻ってくることが多い。	散歩に出かけた後の 10 時前後に園を出て、15 時から 16 時くらいまでに園に戻ってくるが多い。	昼前に来て、15 時から 16 時に出る。	10 時前後に本社に来て、17 時以降までいる。
I の業務内容	—	—	—	保育の書類を作成していたり、管理者同士で話し合いを行っている。	全職員の勤怠管理、各園の物品の買い出し・配達、求人、中元・歳暮、年賀状作成等を行っていた。

また、同報告書によれば、こども青少年局は、B の代表者への聞き取りにより、I の業務等については以下のとおりであるとの証言を得ているとのことである。

- ・次長等の役職が担う業務は明確に定めていないが、I は事務全般を見てもらっている。
- ・係長、課長、次長に対して役職手当を支給している。
- ・平成 30 年 4 月の産休明けから現在まで、法人事務員として、B の代表者が経理の面も教えながら、給与計算の確認、勤怠管理等を行っている。総務の印は、本社の事務の人間が確認したとの意味合いで押印するものであり、I が押印している。
- ・本部の勤務表に I のシフト時間を記載していたのは、B の代表者が本社事務員から I の休みの状況を確認されるので、あらかじめ E 保育園のシフト時間を記載しておくようにしたため。
- ・I が本社に来るのは、月の半分以下。来るのは昼前後で、帰るのはどちらかというところと直帰するほうが多い。管理者と本部職員の意識は半々だと思う。

4 関係人調査

令和元年 7 月 16 日に行政委員会事務局職員が B の代表者及び E 保育園の管理者 I から説明を受けた内容や確認した内容の要旨は、次のとおりである。この調査の場には、こども青少年局も同席し、同内容を確認している。

(1) B の代表者からの説明

ア 管理者 I の位置づけ

B の代表者（現社長）は、前社長から平成 27 年 1 月に業務を引き継ぎ、会社存

続のために努力してきたが、社長として業務上の相談等が可能となるようE保育園の管理者Iに本社の係長（令和元年6月からは次長）を兼務させ、Bが保育事業を行っている各保育園からの相談窓口としての業務や各園からの時間外勤務命令簿等の書類の確認・押印などの業務にあたらせてきたとのことである。

また、E保育園の管理者は、平成28年12月1日付けでIが就任して以降変更した認識はないとのことである。

イ 管理者が本社に来る頻度等

各園には、本市からの通知等が送付されるメールを受信できるパソコン等がないため、各園の管理者は本社に来てメールの確認や本市へ提出する資料の作成等といった園の運営管理の業務を行うことがあるとのことである。各管理者が本社に来る頻度等は各管理者に任せているとのことである。

E保育園の職員は、各職員のICカードを読み取り機器にかざすことで出退勤の時刻を記録するシステムにより出退勤管理しているが、勤務時間の途中で出張した際にその時刻を管理する仕組みになっておらず、また、出張命令簿なども作成していないため、本社に行った日時が記録されたものはないとのことである。

ウ B本社の勤務表

本社職員の勤務シフトを記載した勤務表については、平成31年3月分以前のものとは廃棄しており、ないとのことである。

本件請求の請求人が提出した事実証明書である平成30年8月分及び12月分、平成31年1月分の勤務表に、管理者Iの記載があることについては、Iが本社の係長として本社業務等をしてもらっているため、その勤務状況を確認することができるよう、E保育園の勤務時間を記載するよう指示したとのことである。

(2) 管理者Iからの説明

ア 管理者Iの通勤費

自宅の最寄駅からE保育園の最寄駅までの定期代ではなく、自宅の最寄駅からB本社の最寄駅までの定期代が通勤費として認定され、支給されているのは、E保育園に出勤後、B本社へ行くことが頻繁にあるため、自宅の最寄駅からB本社の最寄駅までの1か月の定期代の方が経済的であることから、通勤費として認められたものであるとのことである。

イ B本社での業務

B本社へ行って業務をするのは、月の半分強くらいの月もあるとのことである。E保育園へ出勤した後、午前10時から10時30分頃に出発することが多いとのことである。業務内容により、数時間からそれ以上、B本社で業務を行うこともあるとのことである。

B本社においては、E保育園の運営管理の業務以外に、本社の係長として、各園からの相談の際の窓口としての業務や、時間外勤務命令簿等に押印するなどの業務もしているとのことである。

ウ B本社の勤務表

平成30年8月分及び12月分、平成31年1月分の勤務表に記載された管理者Iの勤務時間の記載は、I本人が記載したとのことである。各園からの相談やBの代表者からの相談がある際に、あらかじめ決められた休みなのか、私用で休むのか、B本社に来る予定であるのかなどをB本社側で把握しておきたいとの理由で、記載するよう依頼されたとのことである。当該勤務表には、E保育園での勤務時間を記載したとのことである。

5 管理者設置加算の返還について

令和元年8月1日にこども青少年局から、管理者設置加算の適用要件に関する内閣府の見解「管理者設置加算適用要件に係る確認事項」を踏まえた報告が行政委員会事務局あてに行われた。その内容は次のとおりである。

- ・こども青少年局は、E保育園の管理者Iが本社業務を行っていることについて、内閣府の見解に照らして、管理者設置加算適用は不可であると考えている。
- ・こども青少年局としては、Bに支払ったE保育園の管理者I等が管理者設置加算の適用を受けている分について、支給要件を満たしていないと判断される期間等を精査したうえで、Bに対する返還請求手続きを進めていく。

6 判断

以上のような事実関係の確認、監査対象所属の説明、監査対象所属に対する調査及び関係人調査に基づき、本件請求について次のように判断する。

本件請求では、管理者設置加算をBに支出する本市職員等は、E保育園の管理者Iが加算を受ける要件を満たしているとはいえない場合、その支払った額につき返還させるべき額を徴収する職務上の義務があると解されるが、本市職員等が何らの対応等もとら

ないときは、違法不当となる場合があるというべきである。

Bが本市から受けた保育給付費のうち、「第1 3請求の受理」に記載のとおり具体的な違法不当事由が主張されておらず、また、事実証明書が提出されなかった部分は監査の対象から除いている。

したがって、監査委員が事実証明書（精算書及び本社の勤務表）が提出され法第242条の要件を満たしているものと認め受理した平成30年12月分及び平成31年1月分のE保育園に係る管理者設置加算1,031,200円について、請求人は、E保育園の管理者Iが当該園に常駐しておらず、加算を受ける要件を満たしていないにもかかわらず受けているものであり、Bは管理者設置加算の不当利得をしているが、市長が返還請求権を行使しないなど何らの対応もとらないことは、違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実にあたると主張しているものと解される。

まず、管理者Iが管理者設置加算の加算要件を満たしているかについて検討する。

管理者設置加算の加算要件については、「常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出がある場合に限る。したがって事業所において、2以上の事業所若しくは他の事業と兼務し、管理者として職務を行っていない者は欠員とみなして加算は適用しないこと。」とされている。

管理者IがB本社に赴き業務を行っている頻度や本社に在席している時間にかかわらず、事業所の運営管理業務を行っているならば、管理者設置加算適用は可であるという内閣府の見解からすれば、本社で業務を行う頻度が高いことをもって加算要件を満たさないとはいえない。

しかしながら、Bは、管理者Iが「他の事業所もしくは他の事業と兼務しない」として管理者に「専任」とするとの申請を本市へしているにもかかわらず、実際にはB本社の係長を兼務し、係長として職員の勤怠管理業務や各保育園からの相談窓口としての業務などを行っており、これらを管理者としての業務時間外にしていることも認められなかった。管理者が本社業務を行っている場合、本社業務を勤務時間内に少しでも行っているならば、専従要件を満たしていないといわざるをえないという内閣府の見解からすると、「事業所において、2以上の事業所若しくは他の事業と兼務し、管理者として職務を行っていない」といえ、「常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従」しているとは認められず、加算要件を満たさないと判断せざるをえない。

以上に対して、こども青少年局は、Bの代表者やE保育園の管理者I等への聞き取りにより、Iが月の半分程度、数時間、B本社に赴いて業務を行っていることを確認し、Bの代表者への聞き取りにより、Iには事務全般を見てもらっていることや本社の係長に対する役職手当が支給されていること、Iが法人事務員として経理や給与計算の確認、勤怠管理等を行っていることを確認している。

こども青少年局は、上記の内閣府の見解を踏まえ、E保育園の管理者Iが本社業務を行っていることについて、管理者設置加算適用は不可であると考え、Bに対して返還請求手続きを進めていくとしている。

一方、本件請求については、請求人から提出された事実証明書から監査対象と判断できたのは、平成30年12月分及び平成31年1月分のE保育園に係る部分のみであり、関係所属調査や関係人調査等において確認したように、IがB本社の係長としての業務を実質的に行っている事実等から判断する限りにおいては、IはE保育園の運営管理業務に専従し、管理者として職務を行っている者に当たるとはいえず、管理者設置加算の要件を満たしているとはいえない。そのため、本市は、加算要件を満たしていない管理者設置加算相当額について、Bに対する返還請求権を有しているといわざるをえない。したがって、こども青少年局は速やかに返還を求めるべきであるが、返還請求手続きを進めていくこととしているものの、現時点において返還を求めていることは、違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実があるといえる。

また、これら2か月分以外については、違法事由を証する事実証明書が提出されなかったため監査対象とは判断できなかったところであるが、監査の過程で明らかとなったように管理者が本社業務を勤務時間内に行っている実態からすると、これら2か月分以外についても同様の状態が類推できることから、こども青少年局は、事実関係を十分調査した上で、速やかに返還請求手続き等を進められたい。

7 結論

以上の判断により、請求人の主張は理由があると認められるので、法第242条第4項の規定により、次のとおり勧告する。

勧 告

市長は、Bに対して、E保育園の平成30年12月分及び平成31年1月分の管理者設置加算について、2か月以内に、期限を定めて返還を命じるなど、必要な措置を講じるこ

と。

(意見)

本件請求に係る監査の結果は上述のとおりであるが、改善すべき点について、意見を申し添える。

E 保育園に係る管理者設置加算については、上記のとおりであるが、当該法人が管理する他の保育園の管理者についても同様の状態が類推できることから、こども青少年局は、事実関係を十分調査した上で、他の保育園においても同様の状況となっていないか確認し、適正な支出となっていない場合は、その額を確定のうえ、返還を求めるなどの措置を講じられたい。

また、こども青少年局は、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）で一年に一回以上、家庭的保育事業等が児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき定められた基準を遵守しているかどうかについて、実地につき検査を行うこととされているため、職員配置基準や面積基準の遵守など認可基準の遵守の観点から施設監査を毎年実施している。一方で、子ども・子育て支援法では、管理者設置加算の適正な支出の確認等を含む確認監査ができるとされている。こども青少年局は、施設監査と連携するなどの方法により、管理者設置加算が適正な支出となっているかについても確認されたい。

さらに、本件請求では、B に対する勧告という結果になったが、このような事態となった原因のひとつには、地域型保育事業者が当該制度の詳細について理解しないまま、管理者設置加算の加算適用申請をしていたことがあるとも考えられる。こども青少年局は、事業者が制度の詳細について理解できるよう周知の徹底に取り組まれたい。

【参考（法令等〔抜粋〕）】

1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第6条の3

（中略）

10 この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

（中略）

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

（以下略）

2 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）

第35条の4 市町村長は、当該職員をして、一年に一回以上、国及び都道府県以外の者が行う家庭的保育事業等が法第34条の16第1項の規定に基づき定められた基準を遵守しているかどうかを実地につき検査させなければならない。

3 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

第7条

（中略）

5 この法律において「地域型保育」とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいい、「地域型保育事業」とは、地域型保育を行う事業をいう。

（中略）

7 この法律において「小規模保育」とは、児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業として行われる保育をいう。

（中略）

第11条 子どものための教育・保育給付は、施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給とする。

第12条

(中略)

2 市町村は、第27条第1項に規定する特定教育・保育施設又は第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者が、偽りその他不正の行為により第27条第5項（第28条第4項において準用する場合を含む。）又は第29条第5項（第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定による支払を受けたときは、当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額を徴収することができる。

(中略)

第14条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育(教育又は保育をいう。以下同じ。)を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(中略)

第29条 市町村は、支給認定子ども（第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに限る。以下「満3歳未満保育認定子ども」という。）が、支給認定の有効期間内において、当該市町村の長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者（以下「特定地域型保育事業者」という。）から当該確認に係る地域型保育（以下「特定地域型保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満3歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定地域型保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満3歳未満保育認定地域型保育」という。）に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。

(中略)

3 地域型保育給付費の額は、一月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一 地域型保育の種類ごとに、保育必要量、当該地域型保育の種類に係る特定地域型保育の事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）の所在する地域等を勘案して算定される当該特定地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該満3歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に満3歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額）

二 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

(中略)

5 満3歳未満保育認定子どもが特定地域型保育事業者から満3歳未満保育認定地域型保育を受けたときは、市町村は、当該満3歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者が当該特定地域型保育事業者に支払うべき当該満3歳未満保育認定地域型保育に要した費用について、地域型保育給付費として当該支給認定保護者に支給すべき額の限度において、当該支給認定保護者に代わり、当該特定地域型保育事業者に支払うことができる。

6 前項の規定による支払があったときは、支給認定保護者に対し地域型保育給付費の支給があったものとみなす。

7 市町村は、特定地域型保育事業者から地域型保育給付費の請求があったときは、第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準及び第46条第2項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準（特定地域型保育の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

(中略)

(報告等)

第38条 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定教育・保育施設又は特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者若しくは特定教育・保育施設の職員であった者（以下この項において「特定教育・保育施設の設置者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の職員若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に係る者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設、特定教育・保育施設の設置者の事務所その他特定教育・保育施設の運営に係るのある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(以下略)

4 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（平成28年8月23日付け内閣府・文部科学省・厚生労働省通知）

第1 公定価格の具体的な算定方法等

(1) 算定方法、加算の要件及び申請手続き等

特定教育・保育等に要する費用の額（以下「公定価格」という。）の算定に関する基準については、告示に定めるところであるが、具体的な算定方法、加算の要件及び申請手続き等については、別紙1から別紙10によること。

(中略)

別紙7（小規模保育事業C型（保育認定3号））

(中略)

Ⅲ 基本加算部分

2. 管理者設置加算 (⑦)

(1) 加算の要件

管理者を配置する事業所に加算する。なお、管理者を配置しているか否かの認定は、おおむね次の基準によること。

(ア) その管理者が児童福祉事業等に2年以上従事した者^(注1)又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者^(注2)で、常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出がある場合に限る。

(注1) 児童福祉事業等に従事した者の例示

児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村長等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設等

(注2) 同等以上の能力を有すると認められる者の例示

公的機関等の実施する所長研修等を受講した者等

(イ) したがって事業所において、2以上の事業所若しくは他の事業と兼務し、管理者として職務を行っていない者は欠員とみなして加算は適用しないこと。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、管理者となる者の氏名、年齢、児童福祉事業に従事した期間、給与等を記載した履歴書等）を徴して（1）の要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、（1）の要件に適合しなくなった場合には、（1）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に1の（2）で認定した加算率×100 を乗じて得た額を加えた額とする。

5 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について（平成27年12月7日付け内閣府・文部科学省・厚生労働省通知）

別添1 特定教育・保育施設等指導指針

1 目的

この指導指針は、市町村が（特別区の区長を含む。以下同じ。）が子ども・子育て支援法（中略）に基づく子どものための教育・保育給付（中略）に係る教

育・保育（中略）を行う者若しくはこれを使用する者又はこれらの者であった者に対して行う指導等（法第14条第1項の規定により行う質問、立入り及び検査等（以下「質問等」という。）及び各種指導等をいう。）について、基本的事項を定めることにより、（中略）施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費等（以下「施設型給付費等」という。）の支給の適正化を図ることを目的とする。

2 指導方針等

(1) 指導方針

指導等は、特定教育・保育施設等（中略）に対し、（中略）施設型給付費等の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに過誤・不正の防止を図るために実施する。

（中略）

3 指導形態等

指導等は、次の形態を基本としつつ、各市町村の実情に応じて実施する。

(1) 集団指導

集団指導は、市町村が、特定教育・保育施設に対して、内閣府令等の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認める場合に、その内容に応じ、特定教育・保育施設等の設置者等を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

（中略）

(2) 実地指導

市町村は、特定教育・保育施設に対して、質問等を行うとともに、必要と認める場合、内閣府令等の遵守に関して、各種指導等を行う。

（中略）

4 指導対象の選定

指導等は全ての特定教育・保育施設等を対象とし、重点的かつ効率的に実施する観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導

（中略）

(2) 実地指導

① 全ての特定教育・保育施設等を対象に定期的かつ計画的に実施する。実施頻度については、地域の特定教育・保育施設等の内閣府令等の遵守状況、集団指導の状況、都道府県等が行う認可等に関する事務の状況、市町村の実施体制等を勘案して、各市町村が周辺市町村及び都道府県と相談しつつ検討する。

② その他特に市町村が実地による指導を要すると認める特定教育・保育施設等を対象に随時実施する。

（中略）

別添2 特定教育・保育施設等監査指針

1 目的

この監査方針は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が、（中略）施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費等（以下「施設型給付費等」という。）に係る特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育（以下「特定教育・保育等」という。）の内容又は施設型給付費等の請求に関する監査について、基本的事項を定めることにより、特定教育・保育等の質の確保及び施設型給付費等の適正化を図ることを目的とする。

2 監査方針等

(1) 監査方針

監査は、（中略）施設型給付費等の請求について不正若しくは著しい不当（以下「違反疑義等」という。）が疑われる場合（中略）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施する。

（中略）

3 監査対象となる特定教育・保育施設等の選定基準

監査は、下記に示す情報を踏まえて、違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に行うものとする。

（中略）

①要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。）

（以下略）